

第 28 回 全日本A級ディンギー選手権
2018 琵琶湖大会
帆走指示書



1 規 則

本大会は「2017-2020 セーリング競技規則（以下「規則」という）」「日本 A 級ディンギー協会クラスルール」「レース公示」および本「帆走指示書」を適用する。

2 競技者への通告

競技者に対する通告は、陸上本部(セーリング連盟艇庫 2 F)に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09 : 00 までに掲示する。
但し、レース日程の変更は、発効する前日の 18 : 00 までに掲示する。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部横のフラッグポールに掲げられる。
- 4.2 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗の掲揚後 30 分以降に発せられる」ことを意味する。

5 クラス、クラス旗および乗員

- 5.1 本大会は、FRP 艇と木造艇の 2 クラスとする。
- 5.2 クラス旗は、FRP 艇が「F 旗」、木造艇が「O 旗」とする。
- 5.3 1 艇あたりの乗員は 2 名とする。

6 大会日程／レース日程

6.1 大会日程

6 月 1 日 (金)	10 : 00~14 : 00	登録 (受付)
	12 : 00~14 : 00	計 測
	15 : 00~16 : 00	理事会 (びわ湖大津館 桃山の間)
	16 : 00~17 : 00	監督会議 (びわ湖大津館 桃山の間)
6 月 2 日 (土)	08 : 15~08 : 30	開会式 (びわ湖大津館芝生広場)
	09 : 30/09 : 35	最初のレースの予告信号 (FRP 艇/木造艇)
	17 : 00~19 : 00	レセプション (琵琶湖ホテル 瑠璃の間)
6 月 3 日 (日)	09 : 30/09 : 35	最初のレースの予告信号 (FRP 艇/木造艇)
	15 : 00~15 : 30	表彰式および閉会式 (びわ湖大津館芝生広場)

※ 木造艇は FRP 艇スタートと同時に予告信号を掲揚する (5 分後のスタート)。

6.2 レース数

FRP 艇、木造艇ともに、6 レースを予定する。

6.3 最終日には、12 : 00 より後に予告信号を発しない。

7 レースエリア／コース／マーク

- 7.1 レースエリアは滋賀県立柳が崎ヨットハーバー沖とする (添付 A 参照)。
- 7.2 コースは添付 B に示す通り、スタート→上(マーク 1)→サイド(マーク 2)→下(マーク 3)→上(マーク 1)でフィニッシュとする。

- 7.3 予告信号以前に、レース委員会信号船に最初のレグの概ねのコンパス方位を掲示するが、実際と差異があっても救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 7.4 コースのレグを、準備信号の後に、変更することはない。これは競技規則 33 を変更している。なお、コース短縮は行うことがある。
- 7.5 マークはすべて、黄色の円柱形ブイとする。

8 スタート

- 8.1 スタートラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールとポートの端のスタート・マークのコースサイドとの間とする。
- 8.2 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタートラインから概ね 50m の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 8.3 レースが間もなく始まることを艇に注意するために、予告信号を発する 5 分以前に音響 1 声とともにオレンジ色のスタート旗を掲揚する。
- 8.4 スタートは以下手順で行われる。
 - ・ 5 分前 --- 予告信号 (クラス旗) 掲揚 <音響 1 声>
 - ・ 4 分前 --- 準備信号 (P 旗など) 掲揚 <音響 1 声>
 - ・ 1 分前 --- 準備信号 (P 旗など) 降下 <長音 1 声>
 - ・ スタート --- 予告信号 (クラス旗) 降下 <音響 1 声>
- 8.5 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A4、A5 を変更している。
- 8.6 スタートを延期する場合は、音響 2 声とともにレース委員会信号船に回答旗を掲揚する。回答旗降下の 1 分後に予告信号が発せられる。
- 8.7 リコール艇がある場合は、音響信号 1 声とともに X 旗を掲揚する。スタート信号後 4 分以内にリコールを解消しない艇は「OCS」と記録される。これは規則 A4、A5 を変更している。
- 8.8 ゼネラルリコールの際は、音響信号 2 声とともに第一代表旗を掲揚する。新しいスタートの予告信号は第一代表旗降下(音響信号 1 声)の 1 分後に発せられる。
- 8.9 準備信号として U 旗 (規則 30.3) あるいは黒色旗 (規則 30.4) が掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタートラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされ、U 旗の場合は「UFD」、黒色旗の場合は「BFD」と記録される。
ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、準備信号が U 旗の場合は失格とはされず次のスタートに参加できるが、黒色旗の場合は次のスタートに参加することができない。

9 タイムリミットと目標時間

- 9.1 スタート後概ね 25 分以内に先頭艇がマーク 1 に到達しそうにない場合、レース委員会はレースを中止することができる。レースが中止または続けられたとしても、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 9.2 規則 28.1 に従いコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後、15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 A4、A5 を変更している。
- 9.3 レース時間は 30 分~40 分を予定しているが、その時間の範囲にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

10 フィニッシュ

- 10.1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールとポートの端のマーク 1 のコースサイドとの間とする。
- 10.2 コースを短縮する場合には、白色旗を掲げたレース委員会船に音響 2 声とともに S 旗を掲揚し、S 旗を掲げたポールと当該マークの間でフィニッシュとする。

11 レースの中止、延期

- 11.1 音響 3 声とともに N 旗が掲揚された場合はレースが中止され、再レースが行なわれるので、艇はスタートライン付近に戻らなければならない。
- 11.2 音響 3 声とともに H 旗の上に N 旗が掲揚された場合はレースが中止され、以後の信号は陸上で発せられるので、艇は速やかに帰港し、帰着申告を行わなければならない。
- 11.3 音響信号 3 声とともに A 旗の上に N 旗が掲揚された場合はレースが中止され本日のレースは行わないので、艇は速やかに帰港し、帰着申告を行わなければならない。
- 11.4 音響信号 2 声とともに A P 旗が掲揚された場合はスタートしていないレースを延期する。予告信号は、降下の 1 分後に発する。
- 11.5 音響信号 2 声とともに H 旗の上に A P 旗が掲揚された場合はスタートしていないレースは延期され、以後の信号は陸上で発せられるので、艇は速やかに帰港し、帰着申告を行わなければならない。
- 11.6 音響信号 2 声とともに A 旗のうゑに A P 旗が掲揚された場合はスタートしていないレースは延期され、本日はこれ以上レースは行なわないので、艇は速やかに帰港し、帰着申告を行わなければならない。

12 ペナルティー方式

- 12.1 規則 44.1 を変更し、「2 回転ペナルティー」を「1 回転ペナルティー」に置き換える。
- 12.2 付則 P「規則 42 に対する特別な処置」を下記の通り変更し、適用する。

【ペナルティーの信号】

プロテスト委員会のメンバーは規則 42 に違反した艇を目撃した場合には、その艇がレース中でなくなっても、できるだけ早く音響信号を発し、その艇に黄色旗を指し示し、セール番号またはリコール番号を呼びかける。

【1 回目のペナルティー】

1 回目の違反についてのみ、前項の信号に加えて「警告」を発する。艇はそのまま帆走を続けてよい。

【2 回目のペナルティー】

2 回目の違反の場合、その艇は規則 44.2 に基づく「1 回転ペナルティー」を履行しなければならない。履行しない場合には、その艇は審問なしに失格とされる。

- 12.3 艇または装備の検査により、規則違反が確認された場合には、検査前の同日中の全レースについて、規則 44.3(c)に規定された計算により、20%の「得点ペナルティー」が課せられる。

13 抗議と救済要求

- 13.1 抗議しようとする艇は、最初の妥当な機会に相手艇に「プロテスト」と声をかけることで、その意思を伝えなければならない。
- 13.2 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、適切な締切時間内に陸上本部に提出されなければならない。
- 13.3 抗議締切時刻はその日の最終レース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 13.4 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

審問はヨットハーバー滋賀県艇庫 2 F 会議室前に掲示された時刻に始められる。

- 13.5 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを提示する。
- 13.6 帆走指示書 4.2、8.2、16、17、18、20 および 22 の違反は、艇による抗議の根拠とならない。これは規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーおよびクラス規則違反は、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 13.7 審問の再開の要求は、判決が通告されてから 30 分以内でなければならない。これは規則 66 を変更している。
- 13.8 プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内でなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

14 得点

- 14.1 本大会は各クラスとも 1 レースを完了することにより成立する。
- 14.2 各クラスとも完了したすべてのレースの得点を合計してシリーズの得点とする。
- 14.3 帆走指示書 15 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会により PTP と記録され、確定順位に 3 を加えた得点が審問なしにペナルティーとして与えられる。ただし、DNF より悪い得点が与えられることはない。この項は規則 A5、A11 を変更している。
なおペナルティーは、帆走指示書 15.2 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、帆走指示書 15.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースに対し与えられる。

15 出艇申告、帰着申告およびリタイア報告

- 15.1 出艇および帰着申告は、陸上本部に備え付けの用紙に記入することで認められる。
- 15.2 出艇申告は、両日とも 8 : 30 から D 旗掲揚 10 分後までに行わなければならない。また、引き続き行われるレースの分も併せて申告すること。
- 15.3 出艇申告した乗員から変更する場合には、海上において予告信号以前にレース委員会艇に伝えなければならない。
- 15.4 帰着申告は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内とする。
- 15.5 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース委員会船にリタイアの意志を伝えること。
また帰着次第、速やかに帰着申告を行うこと。

16 安全規定

- 16.1 個人用浮揚用具の着用
海上にいる間は、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェットスーツとドライスーツは個人用浮揚用具ではない。この項は規則 40 を変更している。
- 16.2 曳船用ロープの搭載
参加艇は、レース中、直径 6mm、長さ 10m 以上の曳船用ロープを搭載しなければならない。
- 16.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合はリタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則 60.1 (b) を変更している。

17 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査

されることがある。海上では、検査のため指定されたエリアに向かうことをレース委員会から指示されることがあり、艇はこれら指示に従わなければならない。

18 セール

- 18.1 艇はセールにリコール番号をセール両面に貼付しなければならない。リコール番号のサイズは1文字につき「縦 20cm×横 15cm」程度とする。このリコール番号(シール)は各チームで準備する。
- 18.2 FRP 艇と木造艇を識別するため、FRP 艇はセール・スターボードサイド上部に赤色四角形のシールを 45 度回転させて貼付する。この赤色四角形シールは各チームで準備する。
- 18.3 予備セールは原則として登録されたセール番号と同じ番号とするが、異なるセール番号を使用する場合は、6月1日受付時までに申告することにより認められる。この場合のリコール番号は登録されたリコール番号を使用する。

19 運営艇

レース委員会船、プロテスト委員会船を含む運営艇は、白色旗を掲げる。

20 支援艇

- 20.1 支援艇は、各チームの旗を掲揚すること。
- 20.2 支援艇は、レース艇、レース委員会船およびプロテスト委員会船を妨げてはならない。また、FRP 艇の予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 20.3 天候等の状況によりレース委員会から各支援艇に対し、艇に対する救助要請等を行う場合がある。
- 20.4 支援艇は運営艇の無線を傍受してはならない。ただし、レース委員会から救助要請等が行った場合を除く。

21 ごみの処分

ごみは運営艇または支援艇に渡してもよい。

22 無線通信

全てのレース艇は海上でのワイヤレスの通信機器の所持および使用を禁止する。

23 賞

優勝チーム (FRP 艇および木造艇) には、日本セーリング連盟 (JSAF) 会長賞状、日本 A 級ディンギー協会楯 (持ち回り、返却時にレプリカ授与) および本協会会長賞状が贈られる。2~6 位には、本協会会長賞状が贈られる。

24 責任の否認

本大会は競技者が自分自身の責任(規則 4「レースをすることの決定」参照)において参加することになっていることから、主催団体並びに大会運営関係者は、大会の前後、大会期間中に生じた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

以 上

【添付図A レースエリア】



【添付図B コース図】

